

改正健康増進法における第一種施設

1 第一種施設

(1) 学校、病院、児童福祉施設等

- ① **学校教育法第1条に規定する学校**（専ら同法第97条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第124条に規定する**専修学校**（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第134条第1項に規定する**各種学校**（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- ② 防衛省設置法第14条に規定する**防衛大学校及び防衛医科大学校**
- ③ 職業能力開発促進法第15条の7第1項第2号に規定する**職業能力開発短期大学校**、同項第3号に規定する**職業能力開発大学校**及び同法第27条第1項に規定する**職業能力開発総合大学校**
- ④ 国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第5号に掲げる業務に係る国立研究開発法人水産研究・教育機構の施設（**水産大学校**）
- ⑤ 独立行政法人海技教育機構法第11条第1項第1号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（**海上技術学校及び海上技術短期大学校**）
- ⑥ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第16条第6号に規定する施設（**国立看護大学校**）
- ⑦ 自衛隊法施行令第33条の2に規定する**陸上自衛隊高等工科大学校**
- ⑧ 国土交通省組織令第192条に規定する**航空保安大学校**並びに同令第254条に規定する**海上保安大学校及び海上保安学校**
- ⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設
 - ア 児童福祉法第13条第3項第1号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第18条の6第1号に規定する**保育士を養成する施設**
 - イ **あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項第1号及び第2号に規定する養成施設**
 - ウ 理容師法第3条第3項に規定する**理容師養成施設**
 - エ 栄養士法第2条第1項に規定する**栄養士の養成施設**
 - オ 保健師助産師看護師法第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する**助産師養成所**、同法第21条第3号に規定する**看護師養成所**及び同法第22条第2号に規定する**准看護師養成所**
 - カ 歯科衛生士法第12条第2号に規定する**歯科衛生士養成所**
 - キ 教育職員免許法第5条第1項に規定する**養護教諭養成機関**、同法別表第1備考第2号の3及び第3号に規定する**幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関**並びに同法別表第2の2備考第2号に規定する**栄養教諭の教員養成機関**
 - ク **社会福祉法第19条第1項第2号に規定する養成機関**
 - ケ 道路運送車両法第55条第3項に規定する**自動車整備士の養成施設**（一種養成施設に限る。）
 - コ 診療放射線技師法第20条第1号に規定する**診療放射線技師養成所**
 - サ 歯科技工士法第14条第2号に規定する**歯科技工士養成所**
 - シ 美容師法第4条第3項に規定する**美容師養成施設**
 - ス 臨床検査技師等に関する法律第15条第1号に規定する**臨床検査技師養成所**

- セ 調理師法第 3 条第 1 号に規定する**調理師養成施設**
- ソ 理学療法士及び作業療法士法第 11 条第 1 号に規定する**理学療法士養成施設**及び同法第 12 条第 1 号に規定する**作業療法士養成施設**
- タ 製菓衛生師法第 5 条第 1 号に規定する**製菓衛生師養成施設**
- チ 柔道整復師法第 12 条第 1 項に規定する**柔道整復師養成施設**
- ツ 視能訓練士法第 14 条第 1 号に規定する**視能訓練士養成所**
- テ **社会福祉士及び介護福祉士法**第 40 条第 2 項第 1 号に規定する**養成施設**
- ト 臨床工学技士法第 14 条第 1 号に規定する**臨床工学技士養成所**
- ナ 義肢装具士法第 14 条第 1 号に規定する**義肢装具士養成所**
- ニ 救急救命士法第 34 条第 1 号に規定する**救急救命士養成所**
- ヌ 言語聴覚士法第 33 条第 1 号に規定する**言語聴覚士養成所**
- ネ **独立行政法人国立青少年教育振興機構法**第 11 条第 1 項第 1 号に規定する施設
- ノ **農業改良助長法施行令**第 3 条第 1 号に規定する**教育機関**(20 歳未満の者が主として利用するものに限る。)
- ハ 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 7 号、第 160 条第 3 号、第 161 条第 2 項、第 162 条並びに第 177 条第 7 号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設(20 歳未満の者が主として利用するものに限る。)
- ⑩ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する**病院**、同条第 2 項に規定する**診療所**及び同法第 2 条第 1 項に規定する**助産所**
- ⑪ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 12 項に規定する**薬局**
- ⑫ 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する**介護老人保健施設**及び同条第 29 項に規定する**介護医療院**
- ⑬ 難病の患者に対する医療等に関する法律第 29 条第 1 項に規定する**難病相談支援センター**
- ⑭ **施術所**(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。)の用途に供する施設
- ⑮ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する**障害児通所支援事業**(同条第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第 6 項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。)、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する**児童自立生活援助事業**、同条第 2 項に規定する**放課後児童健全育成事業**、同条第 3 項に規定する**子育て短期支援事業**、同条第 6 項に規定する**地域子育て支援拠点事業**、同条第 7 項に規定する**一時預かり事業**、同条第 9 項に規定する**家庭的保育事業**、同条第 10 項に規定する**小規模保育事業**、同条第 12 項に規定する**事業所内保育事業**及び同条第 13 項に規定する**病児保育事業**の用に供する施設、同法第 7 条第 1 項に規定する**児童福祉施設**並びに同法第 59 条第 1 項に規定する施設(同法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とするものを除く。)
- ⑯ 母子保健法第 22 条第 2 項に規定する**母子健康包括支援センター**
- ⑰ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する**認定こども園**
- ⑱ 法務省設置法第 8 条第 1 項に規定する**少年院**及び**少年鑑別所**

(2) 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）」は、新法第25条において、国及び地方公共団体には、国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない責務が課されていることを踏まえ、受動喫煙対策をより一層高めた措置を自ら講ずることが必要となるものであり、これに該当する施設は、当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われているものであること。

なお、政策や制度の企画立案業務が行われている施設として、中央官庁（地方支分部局を含む。）の庁舎、都道府県・市町村の庁舎はもちろん、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、これと類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設であって、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設も該当するものであること。